　　　　　令和６年度　滋賀学区要望書及び回答書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 新・継 | 要　望　内　容　及　び　要　旨 | 担　当　課 | 回　　答　　要　　旨 | 図 面  写 真 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

※道路、市街灯、カーブミラー、公園等の修繕及び維持管理にかかる内容については、「修繕等依頼書」にて各担当部署へ直接依頼してください。

自治連合会・　　　　　　　　　　自治会

担当者連絡先：　　　　　　　　　　　　（　　　様）

令和６年度　○○学区要望書及び回答書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 新・継 | 要　望　内　容　及　び　要　旨  **記入例** | 担　当　課 | 回　　答　　要　　旨 | 図 面  写 真 |
| １ | 新 | 大津市道「幹0000」の道路幅が狭いため、側溝の蓋を新規に設置してほしい。 | 道路・河川管理課 | （大津市が記入させていただきます）  【市街灯の新設について】  大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯で、設置できる場所は次のとおりです。  （1）市道であること。（国道、県道、里道及び私道には設置できません。）  （2）原則、既存の関西電力柱やNTT柱。（それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること。） | №1 |
| ２ |  |  |  | 【カーブミラーの新設について】  （1）設置する場所  　①大津市道の視界不良のカーブ。  　②大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点。（公道とは、国道、県道、他市町道をさす。）  （2）設置しない場所  　①隅切りが施されており、視距が確保されている交差点。  　②一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点。  ※カーブミラーは、交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するもの。  例えば、一旦停止による安全確認をしない、スピードを出しすぎる等、交通ルールを守らない者があることに起因する危険の回避  を目的とする設置はできません。 |  |
| ３ |  |  |  |  |  |

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

※道路、市街灯、カーブミラー、公園等の修繕及び維持管理にかかる内容については、「修繕等依頼書」にて各担当部署へ直接依頼してください。

自治連合会・　　　　　　●●●●自治会

担当者連絡先：●●●-●●●●-●●●●（▲▲　様）